

「安倍・菅政権による憲法と人権破壊に抗して 戦争を食い止め、民主主義を取り戻す」

6月に成立した憲法改正の是非を問うための手続きを定める改正国民投票法。改憲を目論む自民党は憲法への自衛隊の明記、高等教育の無償化、緊急事態条項の創設、参院選挙区の合区解消という改憲四項目を掲げています。菅義偉首相は6月10日、改憲派集会に寄せたメッセージで「改憲の機運が確実に高まっている今だからこそ実現に向けて進んでいきたい」と訴えました。

また、6月6日にはデジタル庁創設や個人情報保護法改正を盛り込む「デジタル改革関連法案」が衆議院を通過しています。今回の法案では、自治体ごとに条例で定めていた個人情報保護のルールを、規律が緩やかな国のルールに一元化します。このことによって、自治体が条例で作ってきた個人情報保護の原則が吹き飛び、個人情報に関する大幅な規制緩和がおこなわれてしまいます。

様々な悪法によって、日本国憲法の理念を破壊し、改憲まで行おうとしている菅政権。私たちはこうした動きに抗するために、菅政権の行おうとしていることにしっかりと目を向け、憲法の理念を守り生かしていくためにはどう考え行動していくべきなのか学んでいかなければなりません。そこで、今回 海渡雄一さんを講師として迎え、憲法学習会を行うことになりました。

日時 9月4日(土) 午前10:00~12:00

場所 日本教育会館 9F901 会議室

講師 海渡 雄一さん

ZOOM を用いてオンラインでも参加できます。

参加方法

参加される方、支部は8月23日(月)までに

①支部名または氏名 ②視聴されるデバイスのメールアドレス
を東京教組 ttutokyo1311@gmail.com までお知らせください



1981年の弁護士登録直後から、もんじゅ訴訟、六ヶ所村核燃料サイクル施設訴訟、浜岡原発訴訟、大間原発訴訟など原子力に関する訴訟多数を担当。日弁連事務総長として震災と原発事故対策に取り組む(2010年4月~2012年5月)。脱原発弁護団全国連絡会共同代表として、3・11後の東京電力の責任追及、原発運転差止のための訴訟多数を担当航空機事故に伴う損害賠償事件や欠陥住宅事件なども多数担当。また、弁護士として見過ごすことのできない、盗聴法や依頼者密告制度、共謀罪、さらには最近では秘密保全法制の問題などにも取り組む。著書は、『憲法の危機をこえて』(明石書店)2007年『原発訴訟』(岩波書店)2011年、『秘密法で戦争準備・原発推進』(創史社)2013年など多数。